

## 議 事 日 程

令和3年第1回浜中町議会定例会  
令和3年3月17日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第19号	令和3年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第20号	令和3年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第21号	令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第22号	令和3年度浜中町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第23号	令和3年度浜中診療所特別会計予算
日程第 7	議案第24号	令和3年度浜中町下水道事業特別会計予算
日程第 8	議案第25号	令和3年度浜中町水道事業会計予算
日程第 9		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

## 追 加 議 事 日 程

令和3年第1回浜中町議会定例会  
令和3年3月17日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第10	議案第26号	令和2年度浜中町一般会計補正予算(第10号)

(再開 午前10時00分)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第19号 令和3年度浜中町一般会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第19号の質疑を続けます。

第9款教育費の質疑を続けます。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 3点ほどお聞きしておきたいと思います。

まずは219ページ、小学校管理に要する経費の14節の工事請負費、これにつきましては茶内小学校屋内運動場床改修ということでございます。床改修の面積など、どういう内容の改修をするのかの説明と、いつからいつまでの工期で改修するのか。それと、工事中の児童の体育活動、これはどの場所で行う予定でいるのか。近くにトレセンがありますから、そこを使うのかどうかも含めてお願いしたいと思います。

それから235ページ、高校管理運営に要する経費の10節、需用費の修繕料が405万9000円で、前年当初対比で239万7000円の増ということで、少し高額になっておりますのでその内容をお知らせください。

それから高等学校に関連して、昨日入試の合格発表がされました。それで、本校に入学希望者は確か20人くらいだったと思っていますけれども、その結果はどうだったのかお知らせいただきたいのと、今年度はコロナ禍の中で浜中学の部分ですが、町民に多

くPRできなかったということも影響しているのか、あるいは中学生に対して霧多布高校の特殊性、優位性を周知できなかったという状況もあると思いますが、どのような努力をされてきたか。私が思うに浜中学で前に一般質問でもやりましたが、生徒が一生懸命研究して発表した行政の中に取り組みながら1つでも2つでもそれが形になるということが、生徒の自信にもなるし、その学校の校風にも繋がっていくことから大いに子供たちの意見を取り上げて反映することが大事だという話もしておりますが、それらも含めてどのように感じられておられるのか、この辺は教育長から御答弁いただければありがたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、261ページ、農業者トレーニングセンター管理運営に要する経費で、まさに管理業務ですけれども、トレーニングセンターの外観塗装工事です。塗装が剥がれていて非常に、あまりきれいな感じはしないということで、まず本町に入ってくる玄関口にある体育施設なのでやはり外からあそこの施設、体育施設だけれども随分汚れているなという見方を私はスポーツをやる人間としてそういう風に見られたくないのですよ。今後その改修計画があるかどうかを聞いておきたいと思ひます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誓君）** 219ページの小学校管理運営に要する経費の工事請負費、茶内小学校の体育館の改修工事について、面積は510㎡、内容的には現在床が浮いている状況なので、それを全面剥がし、そして下の土台が土になっており、そこから湿気が来ておりますので、全面にコンクリートを打って湿気を防止し、改めてアリーナの床を張り替えるという形と床下の換気をきちんとするために、換気設備を交換するという形になります。工期につきましては、一応建設課のほうから提示されているのが9月から11月いっぱいの3カ月になります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** 今の答弁の続きでございまして、授業活動に対する場所の確保についてお知らせいたします。今年度で申し上げますと、今の9月から11月の小学校における体育の授業ですけれども、内容的には水泳ですとか鉄棒ですとか、あと走り幅飛び、ソフトボール等が入っております。来年度も恐らくこのような計画になると思ひます。このこと考えますと、ちょうど外での体育の授業がかなりできると。ただ、天候不順等で外が使えないときについては、農業者トレーニングセンターを代替えの施設として使うことを考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 235ページの修繕料につきまして内容を説明させていただきます。まず、作業機械整備で13万円、それと校舎内外の補修で50万円、公用車車検整備代ハイエースの方が19万883円、教員住宅玄関ドアは3年目になりますが2件分で49万5000円。浄化槽用ブロワ本体2機を交換で71万5000円。それと、テニスコートの改修で全体で30mぐらいクラックが入ってしまっていて、それを補修するというので100万円。それと体育館の床塗装、これはワックスです。それと傷なりを補修するというので147万7850円、全体で450万8733円となっております。

続きまして入試の結果ですが、募集定員60名に対して今回は20名で、霧多布中学校の卒業生が19名でそのうちの12名と、茶内中学校卒業生19名のうちの1名、浜中中学校卒業生6名のうちの4名、散布中学校卒業生3名のうちの3名、合計で20名全員合格ということで発表しております。

また、浜中学についてですが、一応報告が終わりまして3月24日までに報告書の作成が完了し、今月中には各議員さんと関係機関の方には報告書を送付するようになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 私のほうからは、霧多布高校の浜中学と霧多布高校生のことについて、そして今後の霧多布高校の入学に関することについてお答えいたします。

まず、浜中学の件ですけれども、残念ながら今年についてはコロナ禍で来賓の方を招くことがほとんどできませんでした。そういう中で町長と私のほうで実際にプレゼンテーションを見ていたわけですが、先ほど1番議員のお話にもありましたとおり、これまでのやはり数年間の継続したような財産をもとにしたプレゼンテーションをされておりました。

特に今年につきましては、保健関係、それと体育関係でそれにテーマを持ちながら6グループに分かれて、それぞれ行政に関する事、そして町に願うことを丁寧に発表されておまして、6年ぐらい前になりますけれども私が指導室長のときに見たときよりも発表の内容もそうですし、町民に寄り添いながらそれぞれ高校生として独自の視点を持ちながら進めていたように感じました。

次に、霧多布高校生につきましては昨日も5番議員からもお話されておりましたとお

り、非常に霧多布高校の子供たちすごく優秀でたくましく、そして、まず学びに向かう姿勢が非常に素晴らしいという思いでおります。それはただ単に霧多布高校3年間だけで育てたものではなくて、小学校、中学校、義務教育合わせて12年間踏まえながら育ててきた結果がそうなのかなと思っております。そうなりますと、小中の義務教育学校の子供たちも、この優秀な霧多布高校に是非入学してほしいという思いは私のほうでも強く思っております。福祉保健課の方で令和2年3月に子供子育て支援事業計画の中で、小中学校の卒業後の進路についてのアンケートがございました。その中では、特に町内の高等学校を選んだ人の保護者の考えなのですが、やはり自宅から通学できる、それと経済的な負担が少ないからというのが70%近くあったわけですが、逆に町外の高校を選んだ保護者の考えでいきますと、やはり町外へ出ることで子供の見聞を広めるということを理由に挙げた人が80%近くおりました。それは町内で同じ項目を選んだ方が50%に満たなかったということを考えますと、やはり今後、教育委員会としては卒業生もさることながら、やはり保護者の考えを変えていくというそういうアプローチを進めていかなければいけないなど。次年度、霧多布高校にはお願いしまして、ホームページをより一層充実させながら、より充実した高等学校教育活動の内容についても広く知ってもらえるようなことをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 261ページの農業者トレーニングセンターの外壁についての御質問にお答えいたします。トレセンの外壁等の改修工事については平成21年度に生活対策臨時交付金により屋根の塗装及び外壁改修の工事を実施しております。それから12年ほど経過しておりますので、議員言われたとおり年数が経っていてペンキも薄くなっているという状況が見られるかと思えます。生涯学習課では多くの施設の維持管理しております。その中でやはり長寿命化を考えて大規模改修を総合計画において計画しております。その中では文化センターが令和4年の実施設計、トレセンが令和5年の実施設計、そのあとにスクラム総合体育館といった形で改修計画をもっております。しかし、計画はあくまでも計画ですので遅れることも考えられます。今後は建設課の技師と一緒にトレセンも点検して、壁材に影響がある場合は塗装を前倒しで予算を要求していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 小学校費のほうはわかりました。

それと高等学校の方ですが、修繕料の内容についてはわかりました。この中にテニスコートの改修なんかも入っているのだなと改めて思いました。それから、体育館のワックスがけですか、それも相当傷が付いているのですか。それで147万円かかるのですね。わかりました。

入試の関係で定数に満たないということは、2間口は確保されないということになりますね。その辺確認をしておきたいと思いました。

それと、教育長からすばらしい回答をいただきました。是非今後そのような、方向で進めていきたいと私も願っております。ただ、聞いておきたいのは、中高一貫教育という話に関してありうるのかどうか。中高一貫教育ということであればその高校自体が改修をしなければならないということも出てくるかと思えます。その時々、防災機能を持たせた中高一貫の高校を作るということも一つの発想としてあるのではないかと考えているのかその辺の考え方だけ聞いて終わりたいと思えます。

トレセンの方はわかりました。できるだけ早いうちに改修をお願いしたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 今質問がありました今後の高等学校のあり方、特に中高一貫教育、あるいは防災機能を備えての今後についてお話しいたします。今、小中学校のほうでは義務教育学校、あるいは羅臼のように中学校高校一貫校としてそれぞれ学校のあり方が併用してきております。そういう中でまず一つは、浜中町に至りましては学校規模の適正配置の部分も視点に入れながら、今後、また霧多布中学校の大規模補修関係、校舎の関係も踏まえて高校のあり方と一緒に、同時にやはり町民を交えながら考えていかなければいけない部分があると思えます。当然そういう中では、防災機能も備えた校舎のあり方等も踏まえて十分検討させていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありますか。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 2、3点質問させていただきます。

1点目です。その他教育委員会事務局に要する経費、ページで言うと215ページ、報償費、スクールカウンセラー報償費、89万5000円にかかわってであります。スクールカウンセラーというのは、色々な状況に応じて児童生徒に対応する仕事だと思っ

ています。令和2年度においてスクールカウンセラーの方がカウンセリングをした事象があるのかないのか。もしあるとすれば、説明できる範囲内での説明をお願いしたいということが1点です。

それから2点目であります。文化財保護費249ページ、文化財等に要する経費、並びにその下の総合文化センター管理運営に要する経費にかかわるかと思えます。昨年も聞いた記憶は私の中ではあるのですが、文化センターにも一部あります郷土資料と言われるもの、また、旧第三小学校に適切に管理されているかどうかよくわからない郷土資料、町民からの寄贈によるものがあると認識しております。これは、一定の整理を進めていくというお答えをいただいたような気がしますので、一体どの程度整理を進んだのか、また、今後そういったものをどういう取り扱いにするのかを含めて検討されたかどうか。その辺をお答えをいただきたいと思えます。

次に、265ページです。給食センターに要する経費の需用費、賄材料費、並びに地場産食材提供費に関わってであります。昨日も一部質疑ありましたし、事前の副町長の説明の中には、町長の熱い思いだということを繰り返し述べられまして、記憶の限りでは3回も言われたので相当な思いを込めて公会計で給食費無償化というものを決定されたのだと承っております。まず、公会計で負担するということが、その中の賄材料費を含めて、こういうものを算定するに当たった根拠はどういったものなのか。これまでは私会計でありますから、要するに家庭から給食費をいただいてその中で賄い切るという状況であったと思えます。そうすると、おのずと1食当たり幾らという基準を設けて、その中でこういった材料を購入をされていたと思えます。それがいわゆる公会計に移行することによってどういうふうになるのか、要するに1食あたりの単価が増えることも当然見込んでいるのか。もう一つ加えて言うと、食育という観点がこれまでも一定程度は盛り込まれていたと思えますが、それがさらに強調されるものになっていくのか。そういう部分に繋がっていく材料費の予算なのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誓君）** 215ページのスクールカウンセラーの部分で、まず私のほうから令和2年度2月末現在の実績をお知らせいたします。霧多布中学校では8日間、浜中中学校では9日間、茶内中学校では11日間、霧多布高校の9日間、1校につきそれぞれ2時間から3時間ほどでスクールカウンセラーの方が入っております。内

容については室長から御説明いたします。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** 相談の内容について御回答申し上げます。余り具体的なことをここで申し上げる難しいのですが、相談の主なものには友人関係、あと家族の関係、あと先生との関係作り、いわゆる対人関係の内容が多いです。その他、自分の病気ですとか健康の問題についての相談がその次に多いです。さらに、相談の範疇に入らなかわからないような雑談のようなものでスクールカウンセラーを利用しているケースもございます。いずれにしても、相談内容の解決に繋がるひとつの良い場面であるとともに、困ったときに相談できる大人がいるという、生徒にとってはそういう貴重な機会であり、時間だと思いますので引き続き充実させてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** ページ数249ページの文化財そして文化センターに合わせた御質問にお答えしたいと思います。現状については、旧第三小学校の体育館に1000点ほどの資料が残っている状態です。

資料の内訳としましては以前には青少年会館の方に全部あったものなのですが、霧多布小学校から持ってきたものが940点、茶内にあったものが76点で、合わせて約1000点残っている状況です。

現在の状況ですが、一昨年前までは約1割写真撮りは終わっていたのですが、昨年コロナで事業がなかったというのが言い訳になるかわからないですが、職員が数日通っておりまして8割ほどまで写真撮りが終わっております。その後、今度は台帳を作成して、データ化して保管していくという形になろうかと思っております。

今後の構想につきましては、台帳作成した後に文化センターの資料室にあるものや、数の多いもの、破損しているものについては、処分をしていきたいと考えております。収蔵個数をコンパクトにして当面は第三小学校の空き教室に保管していきたいと考えております。また、教育委員会としては、保管した展示場を新たに作るのは施設の管理、維持、人件費、経常経費を考えると困難であると考えられます。今後の郷土資料の拠点をあくまでも文化センターの郷土資料室と置いて展示していきたいと考えております。先ほども1番議員からも改修の関係がありましたけれども、文化センターは今、長寿命化に向けて令和4年の実施設計を計画しております。そのあと大規模改修を考えており



ます。その際には、郷土資料室も含めて、今郷土資料室の年表等が昭和で終わっています。ですので、平成時代のものがない状態になっています。平成も加えた形でリニューアルして行きたいと考えております。令和3年から私たちも待望の学芸員が配置されることが決まっておりますので、そちらの資料の保管保全につきましては格段に進むと思っておりますので御理解のほどお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誓君）** 265ページの需用費、賄材料費と地場産食材提供費でございます。この賄材料費の根拠につきましては、現在、納めていただいている給食費で人数と提供日数を掛けて計算させていただいております。この給食費、基本的な給食費の単価につきましては、給食センター運営委員会に諮りまして、現状の単価について協議をいただいて、その後、教育委員会に提出して決定しているという状況です。ちなみに、今回算定させていただきました単価につきましては、小学校で232円、中学校及び高校で270円となっております。それで児童生徒の数を掛けまして、小学校ではこの232円と人数250人、その200日。中学校では270円、126人、200日。高校では270円、80人、185日を出しております。教職員につきましては小学校で、232円の62人の200日、中学校で270円の50人の200日、高校では270円の22人の185日出しております。またセンターに勤務する調理員等におきましても、232円、13人で200日で計算しております。また、よくPTAの参観日とか、地域の年寄りを呼んで交流という形で各学校において試食という形をとるケースがありますので、これは昨年コロナの関係でできなかったもので、一昨年の30年度基礎に小学校では1年間で335食、中学校では330食、高校では40食ということで、試食分を見てトータルで支出分2985万7870円という形で見てございます。

食育の地場産品等を使った食育のあり方なのですけれども、実はセンターに勤務する昔は栄養士さんと言われておりましたが、制度が変わりまして栄養教諭ということで、半日、午前中は給食センターにありますが、午後からは学校に行っているという形で勤務してございます。この栄養教諭が職務としては、食に関する指導、これは学校における人、それと給食の学校給食の管理、これは給食センターの部分になります。そういう部分で食に関する指導で町内の小中学校において給食の食べ方をはじめ望ましい栄養摂取の食生活、それと地場産食材の提供によって、食材にかかわる人たちの存在、また

食文化というものを通して体力健康についての指導を行っているという状況です。学校給食センターにおきましては、メニューの作成、また、食材の管理衛生という形で勤務をしていただいております。こういう部分から学校と給食センターを繋ぐ役割として、栄養教諭の役割が非常に大切になっていきますので、今後とも連携しながらその食育のあり方を取り進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** ありがとうございました。1点目の関係でありますスクールカウンセラー、中学校、高校含めて一定の事象が報告されたというお答えでございます。何でこんなことを言うかという、1週間ぐらい前にこの辺ではないのですが名古屋市において中学校1年生、13歳の女子生徒がいじめによると思われる自殺をしたという報道がされておりました。これを学校は、昨年11月ぐらいに承知はしていた様です。でも結果的にはこうなってしまったということで、関係者含めて批判的な意見から色々なものが今出ています。昨年一年コロナというものに振り回されて、直接学校現場が原因とは言いきれない部分も含めて、児童生徒のこういう自殺の件数は統計上1番多くなったという報道までされております。こういったことを踏まえたと、学校現場におけるその児童に対する接し方はより一層求められる。大したことはなかったで済む状況なら別に問題ないのですが、結果として起きた事象、どこか足りないものがあつたのではないかと後から言われるようなことが本来あってはならないのです。そういう意味でいうと町内にそういうことがないことは幸いではありますが、そう至らないまでもその以前の段階からしっかりとした取り組みは、より一層求められると私も考えていますのでそういった部分については、こういった事象、他県であることに対して委員会としてはどうお考えかを改めてお聞きしたいと思います。

特に室長は新年度からまた現場に戻られるわけですから、そういう部分でいうと、よりしっかりした対応力を学校内でももちろん持っていただかなければいけないし、委員会としてもこういう体制作り、対応に強化を図っていただきたいということでお答えをいただければと思います。

2点目の郷土資料であります。今、行われているのは写真撮りであって、経過的に今後これをどうするかというのはまだまだこれからの話でありましょうし、いわゆる保管をすべきものが何であるかという決定をするには、新年度から学芸員が配置されるということでその方仕事ぶりが今後問われてくるのかもしれませんが、要はスペース的に、

先ほど文化センター改修計画あるとかないとかというのが話ありましたが、スペース的に限られている中で一体どういう展示をこれから考えていかなければいけないのかと。もう相当古い話であります、本町においてもこの郷土資料館なるものを考えてはどうかという議論が一時、あったのですが、たちどころに消え去ってしまった経過があります。やはりそういうことを踏まえていくと、資料館をつくる方がいいという話ではないのですが、やはりこういうものに対する基本的な考え方がちゃんと定まっていないと、ここから先、なかなか取り扱いが難しくなるのではないのかなと。やはり北海道の歴史はそんなに古いものではないです。浅いですが、やはりその発展をたどる経過の中で、こういったものが資料として一定の役割を果たした、利用されてきたという部分の時代を図る上で教育という観点からいっても一定程度重要なものだと思いますのでしっかりと進める事を再度確認したいと思います。

給食に関わってであります、これまでのいわゆる私会計における材料費、これを根拠にして今回は予算計上しているというお答えだったと思います。栄養教諭の働き方を含めて、それはそれでしっかりとやっていただきたいという部分はあるのですが、欲を言えば私会計から公会計に移って給食費無料化になったから良かったらろうということではなくて、やはり家計の負担を軽減する、子育てにやさしい町だと町長が言っていたような気がする、その思いはこういったものにどういう形で出てきたのかと。給食費は徴収しなかったけれども、提供される給食は以前と何も変わらないという話で済むのか、やはりそこにいわゆるその子育てという観点から、いわゆる思いがどこか調味料として加わってないかと。それが児童生徒に受けとめられるような、そんな給食に私自身は変わってほしいと思います。そういった部分で、今後、そういう給食の内容含めて検討される余地はないのかなと考えていますのでお答えをいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** 御回答申し上げます。スクールカウンセラーの活用と学校におけるいじめ対策、自殺予防の観点についての取り組みについてでございます。基本的には浜中町のいじめ防止基本方針、これに則った形での対策を行っております。この方針につきましては、年度ごとに見直しをかけて毎年更新しているものです。それを学校にきちんとおろして学校においても学校ごとのいじめ防止基本方針を策定していただき、これに基づいた取り組みをしております。この内容について、特に重要な点で3点申し上げます。

1点目はいじめの早期発見です。言葉を変えると積極的認知という言い方をしますが、これはこの程度のことだから大丈夫、いじめではないという安易な考え方を廃していじめの芽もいじめだという認知のもと、小さなうちに摘んでおくという取り組みです。

2点目は解決までの丁寧な対応です。いじめの実態が何かしら見つけられた場合、即その行為が止むような指導を学校は行います。ただ、その行為が止んだからといって即解決という考え方ではなくて、その後、最低3カ月はその子の様子を丁寧に見てもらっています。3カ月間その行為が起こらないことをもって、一旦の解決というように長期的な視点でその子にとって嫌なことが止まっているかどうか見ていただいています。これが2点目です。

3点目はいじめをしない、させないという考え方に対する児童生徒の主体的な参加です。先日も、浜中町子ども地区会議というものを行いまして、この中では、小中高等学校の児童会、生徒会の役員が今回はリモートだったのですけれども、リモートで参加して、各学校のいじめ解決のための取り組みを交流し合い、来年度に向けてのあり方を検討したところでございます。このような3点の重点で今後もしっかりいじめ対策に取り組んでいき、万が一にも子どもたちが自らの命を自らで断つようなことが起こらないように最善の取り組みを続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 249ページの文化財、文化センターの活用についての質問ですけれども、先ほど学芸員の話も出ましたけれども、学芸員は以前管内の博物館にも勤務していた経験もございますので、その資料の整理であったり保管であったり展示であったりというのは、大いに期待できるものかと思えます。町としてしっかり定めろということですので、先ほど言いましたとおり、教育委員会としては建物の建設は以前の総合計画であったのですが、それはやめて経費削減ではないですけれども、維持費は作らないということで文化センターの方をしっかりと維持して、例えばですけれども、さっき言った面積が狭いといった場合には、今も茶の間とかもあるのですけれども、そういうのはバーチャルにしたりだとか、パソコンを使ったりとか、そういう意味でスペースも確保できるかなと考えております。ただ、あるもの全部をするのは難しいと思えますけれども、保管してそれをバーチャル映像で撮ってそれを活用することはできるかなと考えております。そしてあと総合計画で、改修は今、予算要求していきます

ので、その時期が決まればもう待たなして改修しなければなりませんので、それまでにはしっかり実施したいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誓君）** 給食の無料化に関わりまして御質問の点ですが、まず、給食の提供につきましては、学校給食実施基準というものがあつて、それに基づいた学校給食の摂取カロリーが定められております。無償化になったから同じものが出るのかというお話があつたのですけれども、やはりカロリー計算をしたものをきちんと提供するというのが1番基本的なことであります。先ほどの御質問に少し言い落したのですけれども、カロリーをきちんととることが、児童生徒には健康の部分では1番大切なことでありますので、例えば夏場に菓物が高くなるという部分におきますと、基本的な給食単価では購入できない、逆に言うと質が落ちてしまう可能性がございますので、それは賄材料費の中で試食分の状況を見ながら、そういったものを図りながら、きちんとした野菜を購入して児童生徒に提供していくということが必要でなかろうかなと考えてございますし、そのようにやっていこうかと思つてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 最初のスクールカウンセラーの件につきましては、考え方は理解しました。先ほど言いました名古屋の件は言葉とかそういうものではなくて、今、時代の中でSNSによるいじめで要するに見た目ではわからない例なのです。これがやはりある意味ちょっとしたところでは認知できない、そういう事象だろうと思つて、それが一定程度これからもまだ多くなるのでしょねという気がします。学校内における言葉の暴力だとか、実際に体を使ってとかだつたら目に見えるのですが、本当にその文字だけという、そういうものがある意味今の時代は進行しているという、そういうことが色々な影響が出てくるのだらうなど。これは子供だけに限らず大人でもそうであります。いわゆるこのSNSを使って人を貶めるというのは、よく最近聞く話です。そのことはやはり極めて深刻な状況を招くということも含めて、ありますのでそういう観察だけでは負えない部分というのも頭に置いて対処していただければと思つておりますのでそういう部分も含めてお願いをすることでこの分に関してはお答えは結構です。そういうお願いです。

郷土資料に関しては、展示の場所も限られましようし、今課長がお答えになつたよう

に、バーチャル含めて色々な展示方法が検討されてよろしいのかなと思いますので、総合文化センター改修計画、これができる前にはしっかりとこういう下地を作っていたきたいと思います。

最後に給食であります。私は別にカロリーをオーバーして児童生徒を太らせるということはありません。ただ問題は、先ほど課長が言いましたように食材の部分に関して、臨機応変にという部分ができるという話でございますので、それを子供たちが目で見取れるという部分に繋がってほしいと思います。要するに原価主義ではなくて、子どもたちが目で触れて、この時期にこういうものが食べられるのだという実感を味わっていただきたい。そのことが給食費を無償化したプラスアルファのものに繋がっていくのだらうと思うし、恐らく町長はそういうものも含めてしっかりと姿勢を示されたと思いますので、そういう部分では、町長はどういった考えが根底にあって今回こういうことを提案されたのかを最後にお聞かせいただければありがたいと思いますのでよろしくをお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** あくまでも給食費無償というのは子育て支援から始まっていますので、まずそこが基本だと。それと高校生になると弁当を持っていきます。やはりそのときの作るということも含めて1番喜ばれたのは高校生のお母さんたちかなと思われまます。そのことしっかり子育て支援の中でやってもらいたい。

それともう一つは、地産地消というか地産で出るものを含めて何とか与えることができなかなと。1つとしては牛乳です。牛乳は面倒くさくて、大量に生産しているのですけれども学校に持って行くとなると今まで手続きをやっていた補助金も出てきますのでそう簡単にうちの牛乳がどうのこうのとはならない仕組みになって、制度はもう新年度は決まっているのです。決まっている話なのですけれども、少しでも何かうまく飲ませることはできないかと今の気持ちとしては思っています。浜中で生産されるもの食べることも含めてこれが公会計になってうちの会計で処理できると言ったらおかしいですけれども、そういうこともできるかなと。ただ、制度がありますから、その制度をかいくぐってでもそんな形で応援できないかなと。そして地元のものを食べることができないかと。これからそんなことも含めて教育委員、担当課長に言ってみたいと思っていますのでそう考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず219ページ、先ほど1番議員から質問のあった茶内小学校体育館の内容等については理解いたしました。私の記憶では茶内小学校はたしかもう30年くらい経過すると思うのですけれども、築年数とそれに伴う劣化の状態がどういうものを把握されていて今現在その事象として出ているものはどういふものがあるのかまず伺いたいと思います。

それと223ページの扶助費のところです。学校給食費、扶助費5万6000円ですけれども先ほどから出ているこの無償化というものが実施される中で、学校給食費扶助費の5万6000円はどのような内容なのかを伺います。それと中学校管理運営に要する経費の修繕料451万6000円、これは前年度当初で189万9000円だったので結構な額になっております。各学校、3校あるうちのそれぞれの補修内容等をお知らせください。

251ページ、総合文化センターです。今回工事請負費として635万8000円改修工事ということで載っております。これは絵画展示室等に係るものだと思うのです。まずこの内容を大まかでお願ひします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 219ページの工事請負費に関わって茶内小学校の部分ですけれども、議員言われるとおり平成2年建設ですので30年ほど経ってございます。現在他の部分ではどうなのかということで、実は3月の上旬に大風が吹きまして、体育館の破風が飛んでしまっている状況でございます。それにつきましては、総務課の契約管財係のほうで公共施設の保険の部分とかもありますので、それを活用しながら新年度早急に改修しようかなと考えてございます。

それと223ページの扶助費の学校給食費、扶助費ということで5万6000円ですが、これにつきましては厚陽地区の子どもが今度厚床小学校の方に入学するということがあります。御家庭が準要保護ということになりますので、その子の分の学校給食費を計上させていただいております。厚陽地区におきましては、根室市と通学に関わる協定を結んでおりますので情報では根室市も給食費の無償化が行われる状況がありますので、今後、本町から行く子どもの給食費の対応について、根室市と協議してまいりたいと思っておりますが、とりあえずかかる経費の部分で提示させていただきましたのでよろしくお願ひいたします。

それと中学校費の修繕料、一応の中身としましては、学校校舎の修繕で3校で90万

円、それと各教員住宅の修繕で3校分で30万円。それと、霧多布中学校の自動火災報知機の設備補修で198万円。散布中学校、浜中中学校、茶内中学校の消防設備の取り替え補修で23万1000円、これは誘導灯とかパネル、電池関係になります。それと散布中学校の高圧器取り替え補修で49万1700円、散布中学校の浄化槽のブローア取り替え補修で61万2700円。合計で451万6000円という内容でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 251ページの文化センターの工事請負費についての内容を説明いたします。工事内容ですけれども2つございます。

1つ目は、館内の無線LANの構築工事そちらに85万8000円と、議員言われた美術展示室の改修工事で550万円を予定しております。構内LANの工事につきましては、今年2月、庁舎移転に伴いまして光回線を引かせていただきましたので、新年度でアクセスポイントを4カ所設置して施設内Wi-Fiが使えるような整備をしたいと考えております。

続いて展示室の工事内容につきましては、ご存知の通り管理課が居たスペースを活用しまして、まず壁を4面全部設置します。今の生涯学習課と管理課は壁で塞がれる状況になります。あとは照明の関係で天井は生涯学習課も含めて張替えします。照明の取り替え生涯学習課もLEDにさせていただきます。展示室もLED、そしてスポットライトを設置したいと考えております。工期については、4月下旬から7月中旬を予定しております。寄贈されている作品につきましては全部で75点ありまして、13点が学校や役場に展示されておりますので、62点が文化センターに保管されている状況となります。ギャラリーの面積ですけれども、大体5m、10mと思ってもらえれば結構です。5m、10mの視角ということで、5mの部分には3点ほど、10mごとに6点ほどで全部で18点ほど展示したいと考えております。活用にあたってはなかなか作品が特徴的に表現されている作品が数々ありますので、次年度、先ほど言いましたように学芸員が配置されますので、寄贈してくれた宮川さんの思いであったり、画家である冬島画伯の表現を町民の皆さまに上手にお伝えできるように展示していきたいと思っておりますので、御理解願います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず1点目の茶内小学校です。先ほど大風による被害というの



は考えました。ただ、以前からこの校舎は雨漏りがあると聞いているのですけれども、状況は把握されているのかどうか。それほど大したことではないので凌いでくださいということなのかも含めて、その点の考えは知りたいです。

それと先ほども出ましたけれども、学校の適正配置に関するのですけれども、ましてこの校舎に至っては現在の霧多布中学校が1番古い校舎と認識しておりまして、立地の部分が災害の観点から危険な地域であるということも踏まえて、先ほど中高一貫という話もございましたけれども、どう考えていかれるのか、私はやはり中学校は安全なところに1つにするという方向で、今後進めていったほうがいいのかなどという思いもありますけれども、そういったことも念頭に今後も検討していくという考えがあるのかどうかを伺っておきたいと思います。

文化センターですけれども、先ほども出ていますように、次年度にこの計画額では2000万円ぐらいでこの長寿命化計画を立てて、改修に臨みたいという話でございましたけれども、実際文化センターの大きな支障になっているのは、やはりこれもまた雨漏りかと思うのです。モンキー・パンチコレクションの絵画室などこれから見学なり観光なりで来られる方も多くなると思うのですよ。それでこの大規模改修計画の中で当然そこは計画には載ってくるのだらうと思うのですけれども、それらも含めてこの計画の中で一気にすべての改修を来年度、実施計画というか、建てるのでしょから、そうなるよりも早くても5年度ぐらいの着工かなと思うのですけれども、金額等にもよるのでしょうけれども、出来るのであればこの雨漏り対策を前倒しして実施する方向がいいのかなと思うのですけれども大規模改修で一気にいう方向であればその工事を実施する計画年度等が示されるのであればお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** まず、茶内小学校の雨漏りの件ですけれども、私どもの方にも、一応教頭先生と校長先生を通してお話はあります。というのは、予算を作る前に各小中学校の方に改修計画といえますか、どこが困っているかという調査をかけるのでその時点でいろいろ上がってきます。それに対して口頭ではありますけれども確認しておりますし、茶小につきましては議員言われるとおりの風向きによって吹き込む場所や落ちる場所がまちまちで、それである程度凌いでいるということで話を伺っていましたので、そういった部分これ以上ひどいようであれば、やはりしっかりと見て、しっかり直していくことが必要になるかと思いますが、今後ともこの雨漏りの状況等の様子を

見ながら学校と協議し、ひどいようでしたら直す方向で動きたいと考えてございます。

それと、霧多布中学校の今後の検討の方向性は前にも少しお話しさせていただいております。本当に霧多布中学校が1番古い形になってございますので、学校やPTA、地域と話し合っって霧多布中学校をどうするのかと。これによっては、先ほど中高一貫という話もありましたが小中一貫とか色々な教育方法がありますので、また建てる場所によっては他の中学校との統合ということも考えられますし、色々な幅広い教育方法、またそういった形で出てくるのかなと思います。

今年はコロナ禍でPTA総会もできない中で、霧多布中学校と霧多布小学校の校長先生にはこういうような動きでPTAの方々から御意見を聞きたいのですけれども、今の状況では集まるのは無理ですねという話とか色々な話をさせていただいております。

今後どういった形で、まず保護者の方々の御意見を聞いていくか、それに基づいて地域の方、また、小中以外に先ほどお話があったとおり中高も一緒だという話が出れば、また高校とも話をしなければならなりませんので、本当に申し訳ないのですが今年集まる機会がないのでなかなか動けなかった事につきましては申し訳ないと思いますが、次年度以降そういった場をできるだけ設けてお話を聞いていきたいと考えていますので御理解お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 251ページ、文化センターの改修ですけれども、長寿命化総合計画の中では令和4年の実施設計、令和5年、6年の2カ年で改修工事等を見込んでおります。ただ、金額的に躯体というか、タイルが歪んできているという状況もあるので、それを含めると8億円から9億円も改修費が掛かるのではないかと建設課と打ち合わせています。その中で優先的に1年目は屋上防水、また天井の雨漏りの汚い状態というか漏っている状態が見える箇所が、実はロビー以外にも視聴覚室であったり、障害者のトイレであったり、目に見えているところもございますので、工事が入りましたらそちらをまず先にやっていきたいと思っておりますけれども今言ったように多額のお金が掛かるということで、そこは吟味しながら実施設計を見ながらやっていきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 次に第10款、交際費の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 次に、第11款給与費の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 次に、第12款予備費の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 次に、歳入の10ページ、第1款町税の質疑を行います。

ありませんか。

9番落合議員。

**○9番(落合俊雄君)** 町税であります。全体としては前年度を上回る歳入が見込まれるという予算上の措置であります。そういった中で町民税並びに法人税、それから固定資産税という科目がございます。町民税、法人税については所得に応じての部分になるかと思えます。一方で固定資産税であります。要するに今見込まれている予定額は現年課税分として3億7990万円を見込んでおられます。土地なり家屋というもの、それから償却資産含めてその評価額に対して1.4%を掛けてという算出根拠であります。これを見ているといわゆる土地、家屋から徴収できる固定資産税と一方で償却資産というものから徴収する額は、ほぼ半々という償却資産税というものがこの固定資産の中でかなりのウェイトを占めていることとなります。

基本的にこの償却資産税はもう大分前ではありますが、事業者には減価償却は経費で認めるけれども、一定の割合を税として徴収させていただきますという税条例ができてもう久しいのでありますが、この償却資産は今、色々な部分でそれぞれ個人含めて色々な投資をしておられますから、一定の財源にはなっていると思うのですが、いかんせん償却資産でございますので、償却が終わると課税するにもなかなか難しくなるのだらうし、課税額そのものが減ってくる部分が多分あるだらうと思えます。そういった意味で言いますと、償却資産にかかる税率は今後、例えば町の独自財源を求めるに当たって、例えばこういうものに対しても税率を改正するだとか、そういったことも含めて考えるという余地はあるのか、これはこれで一切手をつけませんと、だからここからの税収が減ってもそれはやむを得ませんという考え方なのかそういう基本的なところがお聞きしたいのでお尋ねをさせていただきます。よろしくどうぞ。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） ただいまの質問にお答えいたします。いま議員おっしゃられたように、固定資産税は土地、家屋、償却資産の3税から成っております。最近償却資産税につきましては太陽光発電が、増えていますので償却資産税が実質上がっている状況でございます。ご質問の税率ですが、これは全国共通で1.4%という税率になっておりますし、町としては今のところそれを上げるという考えは持っていないというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） これは基本的に上げないということで今お答えありましたけれども、これも要するにいつまでも固定額を徴収できるということには基本的にはないわけですね。新たな投資とかいうか、いわゆる設備なり何なりが生まれにくい限り、ここからの財源は減る可能性はあるのですよね。だから、要するに、町内における事業者を含めてこういった一定規模の償却資産税の対象となるものが、これからもずっと継続的に設備されるというそういう状況がこれからあるのかどうか。私はちょっと不安だなという気がするので、あえてその税率改正をするしないという町税というものに対する考え方として変動的な要素が将来的にあるのではないかという懸念をちょっと持ちましたので質問させていただきましたのですけれども、そういう懸念は全くないと、将来も安定してこの税収源として償却資産税は立派に位置付けられるというお考えに立っておられるかどうか再度お答えをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） 再質問にお答えします。償却資産税につきましては今、太陽光発電など見っていますが、将来的にはある程度一定の金額で推移していくと思っております。先ほど税率の話にもなりましたが、例えば浜中町で税率を上げますと、当然太陽光発電の税金が上がりますと事業も撤退するという恐れも考えられますので、税率もそのままいくということで考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（波岡玄智君） 次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第6款法人事業税交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第7款地方消費税交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第8款環境性能割交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第10款地方特例交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第11款地方交付税の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第12款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第13款分担金及び負担金の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第14款使用料及び手数料の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 次に、第15款国庫支出金の質疑を行います。  
1番川村議員。
- 1番（川村義春君） 簡単な質問です。国庫負担金の特定防衛調整交付金5600万円  
の予算ですけれども、前年対比9400万円減の理由についてのみお答えください。
- 議長（波岡玄智君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。実は令和3年  
度、矢臼別演習場における米海兵隊員の訓練、通常であれば5年に1度の休みの年とい

うことが予定されています。順番に来ると休みの年になるものですから、休みという  
ことで見込みました。当然昨年、令和2年度はコロナの影響で急遽中止になったという  
こともあります。もしかしたら、かわりにということもあるかもしれませんが、危  
ない橋は渡りませんので、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 次に、第16款道支出金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第17款財産収入の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第18款寄附金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第19款繰入金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第20款繰越金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第21款諸収入の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第22款町債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、各表の質疑を行います。

第2表債務負担行為の質疑を行います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 第3表地方債の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第20号 令和3年度浜中町国民健康保険特別会計予算

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第3 議案第20号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第20号「令和3年度浜中町国民健康保険特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額は、12億4495万8000円と定め、前年度当初より6.5%、7613万5000円の増額となります。

歳出につきましては、診療報酬等給付費や国民健康保険事業費納付金、特定健康診査の事業などの経費を計上しております。

一方、歳入につきましては、国民健康保険税や北海道からの普通交付金や特別交付金、一般会計からの繰入金などを計上しております。

この度の予算につきましては、書面開催としました令和3年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、2月19日付で答申をいただいているところです。

本町の保険税率等の改正につきましては、地方税法等の改正と財政状況を見極めながら、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(波岡玄智君)** 町民課長。

**○町民課長(佐々木武志君)** (議案第20号 補足説明あるも省略)

**○議長(波岡玄智君)** これから、議案第20号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

**○1 番（川村義春君）** 1点のみお知らせいただきたいと思います。15ページの高額療養費であります。前年当初8922万円、最終補正で1100万円を追加して1億22万円となっております。今年度予算については前年当初対比で1604万9000円のアップであります。この増えた要因については多分、重篤患者の増だと思われませんが、病状の上位から5番目ぐらいまでわかるのであればお知らせをいただきたいと思います。実態を町民に周知することでこれで国保に加入している人達については、この高額療養費で助かっているということで広くPRすることでその予防の指導の強化にもなりますし、重症化を防ぐということで特定健診だとかがん検診等の実績が増える。しいては国保税の動向を抑えることに繋がっていくと思いますので重篤患者の5傑ぐらいどんな症状になるかをまずお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** まず15ページ、高額療養費の重篤患者というところに関して、本日資料持ち合わせておりませんので、後ほどその結果についてお知らせをさせていただきますと思います。今、議員から御指摘のありました、こういった高額療養費が年々推移としまして増加傾向にあることを町民の方々にもというお話でございます。国保の関係につきましては、毎年広報8月号において1人当たりの医療費でありますとか、収納率でありますとか、そういったことを周知させていただいております。それも踏まえて今後、高額療養費につきましてもそこに合わせて一緒に町負担としましてこれぐらい掛かっていると、また中身についてはこういうものに掛かっているということも踏まえて周知をさせていただきますと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

7 番成田議員。

**○7 番（成田良雄君）** 歳入の国民健康保険税の6ページに関わることで、関連なのかと思っておりますけれども、質問させていただきます。子供に関わる健康保険税の均等割の減額処置の導入ということで、明年度4月から見直しをされるわけでございますけれども、減額処置の内容と軽減イメージそして対象世帯人数をわかる範囲内で御答弁願いたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。



**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問の均等割の軽減イメージについてお答え申し上げます。まず国保関連につきましては均等割の国の制度改正等については通知等こちらの方に情報が入ってございません。いずれにしましても本町の税率の改正につきましては6月ということになりまして、前年所得に応じた税率設定になっていくかと思えますけれども、その際に制度見直しがありましたら、反映して、なおかつ税率の設定を行うということを進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 1点だけ、ちょっとよく聞き取れなかったので再度説明いただきたいと思えます。17ページの傷病手当金74万7000円に関してですけれども、コロナの対応ということで10名分ということだったのですけれども、もう少しわかりやすく説明ください。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 17ページの傷病手当金74万7000円に関連しての御質問にお答えいたします。昨年新型コロナウイルスに関わって被用者、雇い主がコロナ等で事業ができなくなった場合に、雇われている方々が国民健康保険に加入している場合に傷病手当金を支給するという仕組みが急遽去年追加されました。本町におきましては、74万7000円で予算化しまして、実は令和2年度におきましても補正で同額を計上させていただいております。こちら傷病手当金ですから、待機4日目以降こちらはその他の制度でも傷病手当金という制度ございますけれども、コロナウイルスに特化した傷病手当金についても、待機4日目から支給と。その算定につきましては対象者を10人見まして、日額3735円の20日分で、まず74万7000という数字を予算化させていただいている次第でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第21号 令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第21号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第21号「令和3年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額は7903万円と定め、前年度当初より0.5%、38万1000円の増額となります。

歳出につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金や事務に必要なとされる経費などを計上しております。

一方、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料や一般会計からの繰入金などを計上しております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 町民課長。

○町民課長(佐々木武志君) (議案第21号 補足説明あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから、議案第21号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第22号 令和3年度浜中町介護保険特別会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第22号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第22号「令和3年度浜中町介護保険特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和3年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6844万1000円に定めようとするものであります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費で介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費で353万3000円、2款保険給付費で居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費、地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費などで4億3097万円、3款地域支援事業費では、介護予防事業に要する経費、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費、包括的支援事業に要する経費、任意事業に要する経費で、3337万5000円、4款基金費では、1万3000円を計上、5款諸支出金5万円、6款予備費で50万円を計上しております。

一方、これに対する財源として、1款介護保険料、第1号被保険者介護保険料9416万1000円、2款国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金で、1億1040万円、3款道支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で、7241万2000円、4款財産収入では利子及び配当金で2000円、5款支払基金交付金で、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で1億1967万4000円、6款繰入金では、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、その他繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金で7177万8000円、7款繰越金では、1000円、8款諸収入、1万3000円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、福祉保健課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 0時59分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第22号令和3年度浜中町介護保険特別会計予算を続けます。

福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** （議案第22号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第22号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 歳入歳出一括でございますが、私のほうから介護保険の歳入歳出に係る総括的なことについて質問させていただきたいと思っております。介護保険料に関してこの保険料は介護サービス費用は自己負担分を除いて税金と保険料の折半で賄っているという認識で私はおります。保険料は40歳から64歳が27%、65歳以上が23%を負担すると記憶をしております。そして、65歳以上の人の保険料は原則公的年金から天引きされるということで、普通徴収される方も中にはいると思っておりますが、原則的には公的年金から天引きされるという制度であると思っております。それで、補正予算の時も少し聞いたのですけれども、平成30年度から令和2年度までの3カ年の第7期の基準額が、年額5万6400円、月額4702円ということで、これから始まる第8期の基準額は3年度から令和5年度までの3カ年の年額は5万8900円、月額4910

円となって、月額でいきますと前年から見ると208円のアップということであり  
ます。これが9段階のうちの5段階の基準額ということだと思います。それで昨日の報道  
でありましたが釧路市の例ですけれども、現行基準額月額5860円でした。それが、  
210円引き下げて5650円。市は要介護者の増で介護サービス事業が増えるという  
試算で現行基準額より122円上がって5982円になるということから介護準備基  
金が12億9000万円くらいあると言っていました。それから6億円を取り崩して、  
332円下げたと。それで、210円に抑えたという経過があります。本町の基準額の  
試算については予防給付費、言ってみれば保険給付費と地域支援事業費の合計額から  
国、道の補助金、それから支払い基金、交付金を除いた3カ年の推計を出してそれから、  
それを除いたものを被保険者数、うちの場合は大体1800人から2000人の範囲で  
動いていくと思っていますが、それだけで割ると3カ年の保険料が概算としてでると3  
年分が出ますからそれを、3で割ると1年分が出るということですね。そういう形で算  
定しております。

それで、私聞きたいのはうちの介護保険給付費準備基金、これが今現在、どのくらい  
あるかと。この前の補正予算の時には一部それを取り崩して、208円にしたという話  
がありました。それで浜中町のこれから3カ年のうち、端的に歳出で増高する経費に充  
てることも含めて、今ある基金を全額崩してこの保険料率を下げる部分に使うとなれ  
ば、今度は運営が大変だということになると思います。それで今準備基金がいくらあ  
って、いくら使用して、今後の備えにいくら残すのかということを知りたいと思  
います。それ1点のみです。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 給付準備基金の関係で今回の3月の補正で600万1  
000円を補正しておりますので去年の残高が2113万5000円となっております  
ので、年度末では2713万6000円という額になります。それで今回の保険料算定  
に当たりまして、議員おっしゃるとおり今回は第8期の計画をもとに令和3年度から今  
年度までの3カ年の給付費の見込み、それと地域支援事業費見込み額を積算しまして、  
それとあと被保険者が3年間の見込みと現状はほとんど変わらないのですけれども、3  
年度から5年度までの平均が1833人となっております。それで国からの公的負担、  
国、道、それとあと2号保険者からもらう保険料、これも法定割合で決まっています。  
最終的には第1号被保険者、要は介護保険に入っている方々で負担するのはおおよそ2

3%、これを保険者の方々に保険料として今回算定すると。それで実は基金を入れなかった場合の想定できますと、第6期が4702円だったのが月額ですけれども、これが基金を入れなかった場合5022円ということで320円のアップという形でした。今回の基金でいうと2000万円を残しまして713万6000円を計算上この部分を入れまして積算しますとすでに議案第14号で、可決いただいておりますけれども、この金額でいうと4910円の月額になります。208円アップということで、112円基金を入れたことによる減額という効果が出ているということです。この2000万円を残したという部分ですけれどもやはり後は3年間の給付費の増、給付金の部分でいうと年間4億円程度は払いますので、その5%でいうと2000万円ぐらいなのですが、実は各町村、先ほどは釧路市の話が出ていましたけれども、釧路市が全体の給付金から基金がどれくらいあるかという9%ぐらいあります。本町は割合でいうと4.66%しかないのです、半分ぐらいしか給付費に備えるお金がないという形になります。うちとしてはこの2000万円は最低残しておかなければ、3年後に急にまた保険料を上げるとか、会計の独立性の部分から言うと最終的には保険者の皆さんに負担を求めるという形になりますので、会計運営上は給付費に合わせた形で保険料の引き上げをお願いし、その中でいかにその基金を使って保険料の圧縮をするかということで今回協議させていただいております。

あと全体的な特徴の部分でいうとやはり介護の人数が要介護の方々が259人ということで現在なっていますけれども、この人数も被保険者も大体変わらないような推移では8期の計画では見っていますが、給付費の中身がやはり施設の方の関係、例えば特養さんとかと老人保健施設関係で、グループホームもそうですけれども、町外に入る方も最近実はいます。居宅のデイサービスとかそういった部分は町内ですのでそんなに大きな変動はないのですけれども、その辺の給付費の増も少し想定されるということで、その辺の部分に基金の2000万円を残して将来的な負担の増に備えたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ただいま全体的な話を聞きました。要介護認定者のうち、施設入所者が多くなればなるほど介護保険料を引き上げなければならない実態が出てきます。当然のことだと思います。それで、端的に聞きますけれども、今回2700万円ぐらいの基金から2000万円を残した700万円ちょっとを取り崩して、保険料の算定

に充てたということで、それでいくと一人当たり112円減額になるということですね。この額をもっと上げるということになりますと、基金の残高がなくなって今後は厳しいと。本当に会計独立の原則からいけば介護保険の収入に見合った分で支出に見合う分の収入を上げなければならないということでもあります。それで準備基金、余りにも少ないなという感じを持ちます。独立採算性の原則からいけば、一般会計からの繰り入れもできないという状況ですから、これを引き上げるとすれば、介護保険料を上げなければ出てこないということで準備基金に回せないという、剰余金を積み立てるしかないわけですから急激な介護保険料の引き上げ方をしなければ準備基金は増えないということですから、この程度で推移していくのはいたし方ないところというふうに私は思っているのですけれども、今後もそういう方針でいくのかどうかだけ聞いております。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

簡略にお答えください。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 基金の活用のお話ですけども、お話しがあったとおりの額については適正な額だとは私思っていますので、要は保険料の3年間で集めた分をその年度で全部使うというのがベースだと思いますので、そういった形で基金についてはあくまでも2000万円給付費の5%を持ってこれから財政運営していきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第23号 令和3年度浜中診療所特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第23号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第23号「令和3年度浜中診療所特別会計予算について」提案の理由をご説明いたします。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6764万1000円に定め、前年度当初より1.05%、277万8000円の増となっております。

予算の内容を申し上げますと歳出では、1款総務費「浜中診療所維持管理に要する経費」で、光熱水費等、維持管理経費1697万5000円、「浜中診療所運営に要する経費」で、医師、看護師等職員の人件費や派遣医師への医師謝金など診療所運営経費2億1591万2000円を計上、2款医業費では、「医業に要する経費」で、医薬材料費、臨床検査委託料などで1971万4000円、「入院患者等寝具に要する経費」で、消耗品費及び入院患者寝具賃借料の104万4000円、「入院患者等給食に要する経費」で、入院患者の給食に要する経費350万3000円を計上、3款公債費では、地方債償還元金1002万9000円、地方債償還利子26万4000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では入院収入で4135万1000円、外来収入4736万6000円、その他の診療収入390万7000円で9262万4000円を計上、2款使用料及び手数料は、予防接種料などで1038万7000円、3款繰入金は、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金で1億4910万3000円を計上、6款町債は、過疎地域自立促進特別事業債で、派遣医師に係る経費に充当するもので、1480万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） （議案第23号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第23号の質疑を行います。



歳入歳出一括して行います。

5 番加藤議員。

**○5 番（加藤弘二君）** 75 ページ、給料で医師 997 万 5000 円、次のページの職員手当等、医師 1226 万 6000 円という数字が出ております。そのことで新しい年度 4 月 1 日から浜中町診療所は新しい医師を 1 名迎えるということを、数カ月前に聞いて 10 年間、小川医師には大変お世話になってきましたけれども、また、新たな医師を迎えて一層町民に愛されるようなそういう診療所にしてほしいと思ひながら質問したいと思ひます。

まず、医師体制は 1 名ということですが、今年度まで補助というか北大第 2 内科から金土日お医者さんが来ていただきまして、大変町民は助かっておりました。新年度の医師体制ですが、新しい医師の他に北大の内科からの派遣も計画に入れているのかどうか。

それから、東北北海道病院から整形の先生もいらしていただきまして、そういう便宜も診療上は図っていただきました。ほかにも隣の厚岸の病院ともいろいろ連携してお世話になってきた事があつたと思ひますが、新しい年度になって大きく変わったのか、今年度と同じように進めていくのかについて説明をお願いしたいと思ひます。

なお、今度新しく迎える加藤というお医者さんのことについて少しはさわりの部分だけ説明が委員会の中であつたかと思ひますが、今回正式に 4 月 1 日から来られるということで、専門の部門は何か、それから浜中町の診療所を目指してきた事を浜中町がどういう形でそれをキャッチできて、今日までその医師を迎えることができるようになったのか、その辺の経過の説明とそれからその医師がこの浜中診療所にやってきて自分はこういう医師として仕事をしてみたいというような希望が述べられているのであればそれも説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（波岡玄智君）** 個人的な、人権的な問題もありますからその辺を配慮して御答弁いただきたいと思ひます。

診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** まず初めに、医師 1 名体制によって北大や東北北海道の状況が確保できるかどうかということですが、こちらにつきましては北大第 2 内科のほうに伺つて来年度の令和 3 年度も引き続き地域医療として御協力をいただける旨の回答を得ています。もう既に 4 月から 2 週目と 4 週目に来ていただくことになって

おります。それと整形の方は東北海道病院のほうから派遣いただいているのですが、こちらは月2回、2週目4週目の木曜日で今まで実施していたのですが、新年度からは2週目、4週目の水曜日と曜日が変わることになります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 議員の御質問にお答えをいたします。4月から来る加藤励先生でございますけれども、浜中町に来るに至った経緯でございますが、個人情報的なこともありますのでどこまで喋っていいのかもありますが、以前議員さんの方にもお示ししましたとおり、宮城県仙台市の出身でございます、高校時代函館ラサール高校を出まして、そのあとすぐ自治医科大学の方に入っております。本人の履歴書を見ますと中学校時代に道下先生の著書を読んで医師の道を歩むことのきっかけになったということでございまして、自治医科大学卒業後、自治医科大学自体は僻地医療、それから地域医療に特化した大学でございますので、その辺の勉強もした上で道立の離島の診療所も含めて転々としたと。

釧路では労災病院や厚岸町立病院にも来ていましたので、ちょうど厚岸町立病院の勤務も終えて、私と会ったのが4年ぐらい前になります。ちょっと浜中に興味があつて来たいと。何回か会っているうちに来るに至ったと言いますか、途中で色々ありましたけれども、ここで述べるとちょっと時間が足りないので、お酒の席で、もし時間が合えば説明させていただきたいと思っております。

先ほども言いましたように自治医科大学で僻地医療、地域医療を学んでおりますので、総合医という立場で浜中診療所でも大いに活躍してくれるのではないかと考えております。今、湧別の厚生クリニックにおられるのですが、そこに行く前に札幌市内の整形外科病院でボランティアを1年間、浜中診療所で勤務するべく整形の勉強もしておりますので、今、東北海道病院から整形の先生が来ておりますけれども、一緒に診療にあたるのではないかと。厚岸町立病院との絡みもありますし、釧路市内の労災病院と、今まで病診連携という部分では薄かったのですがこれから4月からは、この病診連携も含めて充実したこの医療が町民の皆さんに提供できるのではないかと期待しておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 大きな面で変わってない部分や、それから医師のことについてもお話を聞かせていただきました。もう少し心配することなども質問したいと思いま

す。

今、副町長は総合医と言われましたが専門は内科なのか小児科なのか外科なのか色々あると思うのですけれども専門はそれだけでも総合医とはどの範囲まで見てくれることができるのか説明していただきたいと思います。それから年齢が何歳か。それから、家族はいるのいか、ひとりで赴任してくるのかどうか。道下先生の本を読んでということであれば、本当にこういうところにやってきて知らない間にもう70歳も過ぎて何十年もここで医師をやってきたという、言ってみれば知らない間に永住してここで医師をやるといふそういう本を読んでこられる先生ですから、3年か5年ちょっと腰掛け程度で良かったらやってみようということなのか。自分も道下先生を目指して進んでやってみたいとこと、先ほどもちょっと言いましたけれども、自分がこの町に来てやってみた医療とはどんなことか。それから町の人たちとどんな関係を作りながら医師をしていくのかということなど。この医学に関しては、大変幅広いものになるのかなと思いますけれども、その先生が目指すものは何なのか。

それから、独身ということでは来られるのですけれどもやはり医師として仕事をするということでは、本当に自分の時間なんかなかなか持てないような状態にあって、食事を3食きちっとするだとか、それから掃除だとか、書類の片付けだとか色々あると思うので、そういう問題を迎えるにあたっては何とか町としても、そういう個人的な生活の面も面倒を見てやらなければならないこともあると思うのですけれども、いや、そういう心配はないというのであればそれで結構ですが、やはりその辺のところも、まだ若いし気を使ってやるべきことがあるのかと私は思いますがそういう点ではいかがですか。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（齊藤清隆君）** 今の御質問にお答えします。数点にわたって質問ございましたけれども、加藤先生が目指す医療と申しますか、まずは道下先生を目指して医師を目指したわけですから浜中町で道下先生がやっていた診療をしてみたいという意思は強いと思います。ただその複数年という話がございましたけれども、今まで浜中に来るまでに医療機関転々としております。自分が永住すべき地はどこだという模索もしながら勤務してきたと思います。

4月から浜中に来て町民の皆さんが温かく迎えてくれればいいのですけれども、もう既に悪い噂が飛んでいるようなことを聞いておりますので、そういうこともあればまた心も変わるのかなという気もしますので、是非温かい心を持って迎えてほしいと思って

おります。

年齢の話は後で個人的に教えたいと思いますのでよろしいでしょうか。これで終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** お医者さんが代わるのですけれどもやはりトップが変わると事務長やあるいは看護師さんや一緒に診療所で働いている方々の新たな気持ちでこういう事をしようという変わるチャンスでもあると思います。それで事務長はそのちょうど大海の要のところにおいて、新しい先生を迎えるのには、今言った職員がやはり職員自身もマンネリになっているとなかなか気付かないのですが、みんなで職場の皆さんと話して変えるべきことは変えていこうとかそういう話をして新しい先生を迎えるということがいいのではないかなと思いますけれども、そういうことを既に考えているかどうかについてだけ質問します。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 令和3年度から新たな医師を迎えて診療所の体制作りについてこれからどうしたらいいのかということにつきましては、事務は事務職員で今までの診療上の良いところや悪いところを3月の下旬に考えてくれという話をしました。それと看護師は看護師で今の体制の良いところや悪いところについてちょっとピックアップしてもらっています。まだ加藤先生は4月から着任されまして、3月には来られておりません。この関係については4月の着任された早々に全体の事務、看護師含めたカンファレンスを行って今後どういう環境作りをしたらよろしいのかということ、まずそこで話し合っていきましょうということで今進めております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 予算審議ですので、予算についてお伺いしたいのですけれども、今後、今の世の中、例えば2次医療機関に掛かるにしても、紹介状が要るような時代になってきて、この1次医療、ましてやこの掛かりつけ医というものの存在が大切になってくる世の中でございます。それで先ほど副町長の答弁の中で、今後病診連携も深めていけるというお話でございました。そのひとつの方法としては、例えば紹介状1つで行くのではなく、データを送信する上で電子カルテの導入も必要になってくるだろうと。それでいつでしたかマイナンバーについて5番議員からの質問のときに、電子カル

テの導入を考えているというお話でございましたので、予算科目を探してみました。直接的にそういう文言はない中で81ページにレセプトコンピュータ等借上料104万2000円というのがございました。多分この辺りがそうなのだろうと思うのですけれども、前任者のときからある程度体制が整っていたというような覚えでいます。あとは医師の判断ということだったと思うのですけれども、今回新たに赴任される先生の電子カルテについての考え方と、この104万2000円でそういうものが賄われるのかどうかも含めてお尋ねします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** それではまず初めに電子カルテの導入についてお答えしたいと思います。今議員がおっしゃったとおり81ページの使用料及び賃借料のレセプトコンピュータ等借上料が電子カルテの導入費となります。診療所では紙カルテを今まで作成して患者さんの管理をしていたのですが、保存や管理の面から電子カルテの導入の話を進めてきた状況でございまして、まず102万4000円の詳細についてお話ししたいと思います。業者の参考見積により購入予定金額が653万4000円となっておりました。診療所予算の支出計画上、この653万4000円を5年間のリースにすることといたします。リース契約による利率を計算しますと支払いの総額が5年で694万3200円となります。その金額を5年で割り返しますと1年間の支払い金額が138万8640円になるのですが、令和3年度は4月にまず機械を発注してリース契約を結ぶ事を考えておりまして、実際に機械が導入されるのが7月ぐらいを予定しております。7月から支払い開始を想定しておりますので、まず12カ月で割り返し、1月分の金額を出して7月から来年3月までの9カ月分について計算しますと、104万1480円となりまして、このたび104万2000円を計上させていただいた次第でございまして。

それと病診連携の関係でございまして、メディネットたんちょうという地域医療ネットワークが釧路根室地域で構築されております。患者の診療情報を共有するシステムで、例を挙げますと処方している情報だとか、入退院の情報、各検査状況などがコンピューターで確認できるようなシステムとなっておりますが、釧路地区において情報開示している医療機関が市立釧路病院を初め11施設、それと情報を閲覧することが可能な医療機関が22施設でございます。こちらにつきましては、電子カルテの導入が整備された後に契約等を進めてまいりたいと考えております。先ほど2次病院への搬送の話も出

ていたのですが、こちらにつきましては、こういうネットワークがあるのですけれども先ほどお話ししたとおり、情報開示している施設が11施設で、あとは厚岸町なり小さな医療機関というのは、情報の開示をしていませんので、引き続きその医師の紹介状による2次病院への引き継ぎになると考えておりますので御理解いただければと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 私が質問したかったことについては、5番議員が質問しておりますから、それを避ける形で質問したいと思います。

今まで浜中町の診療所会計をずっと見てきていますと歳出に対して歳入が不足するからどうしても一般会計からの繰入に頼らざるを得ないということできておりました。というのは、やはり色々な弊害があつてこの町の診療所から他の医院へかかっていると、主治医になる感じが少ないという実態がこういう結果をもたらしているのだと思います。裏を返せば新しい医師を親切に迎えて医師の持っている特性を最大限に発揮してもらおうということが町民との信頼関係ができて、そして、主治医と認めるような状態で患者が他の機関にかかっていた患者を呼び戻すということによってしか一般会計からの繰入を抑えることはできないのだろうと思います。

歳出の各款を見ていきますと、これ以上経費を削るだとかそういうことはできない。かかるものはかかる。あとはどうやって、収入を増やして一般会計からの繰入を少なくするかということです。1億5000万円くらいの一般会計の予算を見ています。これが当初ですからやむを得ないと決算時期には患者を呼び戻して先ほど、2番議員が言ったように電子カルテの導入によって病診連携を図ってことによってそれが可能になってくると。ですから町民に対しては今度来るお医者さんは若いし、色々な総合医療をやってくれるから、それに加えて電子カルテも投入して、患者の身になって寄り添って、ここでかかって、例えば釧路なり厚岸なりに行ってもその既往歴などから2回同じ検査をしなくても済むと。そういったようなことを十分PRしながら主治医になってもらえるように努力を裏の方で事務長が頑張ってもらってほしいなとこんなことを思っています。そういうことで、一般会計からの繰入を抑えるという道しかないとは私は思っているのですが、その辺いかがでしょうか。それだけ聞いておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 御質問にお答えいたします。新たな診療体制につつま

しては、先ほど申し上げたとおり、4月の上旬にすぐ確立してまいりたいと思っております。今1番議員がおっしゃられた町民との信頼関係につきましては、私も1番重要なところだと捉えております。これから診療に向けては、信頼のある充実した医療提供が可能となるよう、町民の信頼を得られるように診療所職員一丸となって運営努力をしてまいりたいと思います。一般会計のほうの繰入金につきましても、年々増加傾向にございますが、極力抑えられるように努力してまいりたいと思いますので、何卒御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第24号 令和3年度浜中町下水道事業特別会計予算

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第24号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号「令和3年度浜中町下水道事業特別会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8180万7000円と定め、前年度当初より10.79%、4694万3000円の増額となります。

予算の内容につきましては、102ページ、歳出では、1款総務費、一般管理に要する経費1350万3000円は、職員の人件費や事務費など、2款下水道費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費1億6666万1000円は、職員の人件費や下水道ストックマネジメント事業改築工事請負費など、農業集落排水事業に要する経費266万円、漁業集落排水事業に要する経費326万円、2目処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費8091万8000円、3目管渠管理費で、公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費2415万9000円、3款公債費、1目元金で、地方債償還元金1億6086万8000円、2目利子で、地方債償還利子2927万8000円4款予備費は50万円を計上いたしております。

一方、98ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金47万6000円、2款使用料及び手数料では、公共下水道・農業集落排水及び漁業集落排水使用料6306万8000円、3款国庫支出金では、公共下水道事業補助7220万円4款繰入金では、1項1目一般会計繰入金2億6385万9000円、5款繰越金、6款諸収入は、それぞれ科目設定、7款町債では、特定環境保全公共下水道整備事業債8220万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** （議案第24号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第24号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 107ページの2点についてお尋ねいたします。企業会計への移行です。前年度と今年度とこの委託料で進めていると思うのですけれども、この移行時期です。企業会計への移行時期というのは来年度からなのか、さらに来年度この業務委託料が発生するものかどうかをお尋ねします。

それと、工事請負費のストックマネジメントの1億2700万円ですけれども、前年度、電気機械施設ということで伺ったのですけれども、今年度この1億2700万円を実施する内容を大まかなものでよろしいのでお知らせください。



それと12月補正で工事管理業務委託料が皆減額されております。今年度もこの予算の計上がないですけれども単純に考えて職員で対応となったものによる減額であったのか、それともそもそもこの委託料そのものは必要なかったということなのかの説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** お答えを申し上げます。まず1点目、地方公営企業会計移行業務委託業務の移行時期に関してでございますけれども、移行時期につきましては、令和4年度から移行する予定でございます。それに当たりまして、令和2年度及び令和3年度、今2カ年で準備期間ということで令和4年度からスタートする予定でございます。

2点目、ストックマネジメント事業改築工事に1億2700万円の内訳でございます。こちらにつきましては、まず曝気装置が2台ございまして、1台1000万円で2台で2000万円。それと遠心脱水機の交換が1台で4800万円、電気系の軽装基盤こちらの交換で2400万円、マンホールポンプ所の制御盤の交換が2台ございまして、1台1200万円で2台で2400万円。非常通報装置が4台交換で9000万円、それと水位計の制御装置2台交換で200万円でございます。合計で1億2700万円という内訳になってございます。

それと最後に、今年度、分離機という機械の交換をしております。それに差し当たって管理業務を予定しておりました。それで、前年度予算要求の時点ではその管理が必要だということで、その作業についてクリーンセンターの方でいろいろ機械を組み上げて工事をするという管理が必要だということで、前年度の予算要求の時点では必要だったのですけれども、その後実施設計を行った時点で、この機械についてはそのメーカーの中で全部組み立てて、そして、持ってきて設置するということになりました。それで現場に来ての管理は必要なくなったということに途中でなったものですから、それで管理は未執行で、やる必要がなくなったということで補正で落とさせていただいております。そういったことで、来年も同じように機械の更新なものですから、来年度もその管理の部分は予算の方はとっておりません。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第25号 令和3年度浜中町水道事業会計予算

---

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第25号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第25号「令和3年度浜中町水道事業会計予算」について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条、収益的収入及び支出の予算総額は、収入、支出それぞれ2億1181万5000円としております。

収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益は、給水収益など1億2692万3000円、2項営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入益など8489万2000円。

収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用1億9568万6000円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用1312万9000円は、企業債利息と消費税及び地方消費税など3項予備費は300万円を計上しております。

次に予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入、1項企業債は、配水施設耐震化事業などに伴う上水道事業債として3億1380万円。2項工事負担金は465万9000円。3項補助金は174万円。

資本的支出では、1款資本的支出、1項建設改良費は、老朽化した茶内配水池の耐震

化更新工事と送水管の耐震化更新設計委託業務、管路台帳システム整備などで、  
3億4590万9000円を計上。2項企業債償還金は3382万5000円でありま  
す。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5953万5000円は減債積立金  
1000万円、過年度分損益勘定留保資金4953万5000円で補てんするものとし  
ております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては水道課長より説明さ  
せますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（南秀幸君） （議案第25号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第25号の質疑を行います。

収支一括して行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 補足説明をいただいたのでありますが、説明していただいた課  
長の努力に報いるために理解しようと思っ一生懸命聞いていたのですが、なかなか難  
しいですね。一般会計と違ってこの企業会計という分類なのでしょうけれども、企業会  
計の中でも公営企業とはまた特殊な部分なのかなと。今年度は簡単に言うと茶内配水池  
を改良していくための予算を計上して、3億数千万円起債を起こして実施をするとい  
うことですね。収益的収入及び支出では、水を売って得たお金では掛かる経費が補えな  
いので町からの補助金をもって均衡を図るということで間違いないですね。

それから加えて最後に、議案説明資料の1番最後をご覧くださいと言われた水道事業  
会計関連資料の要するにこの起債による償還計画が載っていますけれども、これはあく  
までも今回新年度におけるこの茶内配水池に対する起債の償還というのは今後のこと  
で、ここには含まれていないという見方でよろしいですか。まず、そういった点から私  
の見方で間違いないのかどうかお答えいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（南秀幸君） 議員おっしゃるとおりのことでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） その理解のもとに質問をさせていただきます。これはさまざま  
な長期計画に基づいてしっかりとした年次計画をもってこういう資本的支出と言われ

る部分のいわゆる設備をしっかりと更新、改良を図っていくということになるのだろうと思いますし、そのことは平成30年、今から3年ぐらい前に作られた水道ビジョンというものをビジョンに沿って行っているものだと私は理解をしております。そうしたビジョンの中で平成30年から令和19年までの20年間の間にさまざまな予測というものがあるわけですが、そういった中で今年度の給水量というのが、先ほど対象戸数が何戸で、給水量は何立方メートルというの140ページに出ていましたね。家事用、一般用、農業用特殊営業用、その他合計で2164件で1億2600万円の給水収入があるという計画になっていたのですが、一方でビジョンによりますと、将来的にはこの対象となる戸数、特に上水については一定程度減少、いわゆる人口減少も含めて給水量の減少が見込まれるということがビジョンの中で謳われています。給水量が減少するということから単純に考えますと、いわゆる給水による収入が減ることになるのだろうと思います。今の水道料金の考え方でいきますと基本料金があって、使用料に応じて追加して、負担をお願いしているという考え方になっているのだろうと思います。ただ、これがいわゆるその人口減少だけを捉えても、一つの家庭で使用する水の量は人数が減ってくれば、当然減ってくるのだろうと基本的には加えて戸数の減少というものをさらにそこに加味すると基本使用料が減るという二重の減少がそこに生じることになるかと思えます。そういったことから考えていくと、他会計補助金、今回ですと5千数百万円で収支の均衡を図るという手法がやはり年々他会計補助金が増加するというようになっていくことになるのではないかと単純に見るとそうなりますよね。これを何とか一般会計からの繰入金で一定額に抑え込んでこの収益的収支のバランスをとっていくことも考える上で必要なのは、やはり水道料金の見直しというものが必要になってくるのだろうと思います。少なくともビジョンの中では令和19年までに平成30年からの予定で17、8億円ぐらいの資本的支出、これはほとんどすべてが企業債で賄うというそういうことに今のところなっています。本来であればもうちょっとあるのかもしれませんが、厳選してさえこれだけのいわゆる措置を講じなければ、配水池及び管路の健全な維持が図れないという、そういう状況に多分なるのだろうと思います。そうした意味を含めていくと、少なくとも収益的収支の改善を図る上で、もう水道料金の改定というのは目の前に迫っていると思われまます。これはビジョンの中でも一定程度検討されているようですが、まだ本格的な協議はされているというふうには聞いておりません。ということから、こういったものに対する今後どういう検討を加えて

いくのかその辺をまず基本的にお尋ねをしておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（南秀幸君）** これから水道ビジョンに沿って今後20年間、令和19年までとりあえず計画としてあるのですけれども、こちら、進めていく上で17億3600万円という数字で概算で事業費を計画しております。これを進めていく上で議員おっしゃるように、ほぼ起債で借り入れしてそれを財源にしていくということになります。その起債の償還がこれから5年据え置きですけれども、毎年事業していけば起債の償還額は当然増えていきますので、それにその支払いを今後ずっとしていかなければならないことになります。その上で収益的収入というのが必要になってきますので、議員おっしゃるとおり、人口減、使用料減に伴って給水収益の減少が予想されております。当事業でそういった色々含めたシミュレーションを実際しております。令和19年までに試算というか、そういったものはすべての経費を含めた収益的収支、資本的収支すべてを含めたものでシミュレーションをしております。ちなみに令和19年の給水収益となれば、予想ですけれども現段階から1000万円弱落ち込む予定であります。

一方、事業展開するとなればばらつきがございますけれども、企業債償還の金額というのが約5000万円になってきます。4500万円から5000万円程度で、支払いをしていかなければならないということになっています。そういったことでビジョンの中でも令和5年度から10%程度の水道料金の値上げをしていかなければ、水道事業として成り立っていかない。その10%アップした段階でその試算もあるのですけれども、収益的収入料金10%アップ後に、令和19年に他会計補助金が一体幾らかっていう事ですけれども、試算では約6000万円、現在の約5000万円弱、6000万円近くなっていますけれどもそんなに大きな変動はないように、事業計画として事業自体を平準化して計画しております。大きな事業一つの単年度に大きな事業となれば、償還金額がどんと跳ね上がりますので、配水池というのもちょっとまた別ですけれども、管路に関しては年間約5000万円弱の計画でもって更新を進めていく、そんな計画であります。料金のほうですけれども、値上げの中身はこれからどうするかという話ですけれども、まずは準備しております。令和5年を目標に料金改定をしていかなければならないという目標はありますので、今、料金改定の委員会とか、そういったものを立ち上げるべく協議をしております。他の事業体、釧路市とか厚岸、根室この辺はもう料金改定されています。10%程度アップというところもあります。そういった事業体の料金

体系、こういった料金体系のかというのも、うちの方でも調べておりますけれども、そういう体系をもとに、それ参考に今後、検討していかなければならないかなと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 今後検討していくというお答えに最終的になりました。今お答えの中もあったように、管内においても水道料金というものをどういうふうに今後考えていかざるを得ないかということを含めて色々な検討がされております。

現在本町が取っているその料金体系というものが先ほど言いましたが、基本料金幾ら、個々の家庭で言いますと、基本料金があつて何 $\text{m}^3$ までは幾らそれを超えたら1 $\text{m}^3$ ごとに単価別ですというそういう設定だと思うのですが、先ほども言いましたように、今のままでいきますと要するに人口減少、一家庭の人口が減っていくことによって、給水量も減る一方で戸数が減ることによって生じるのは、基本料金の部分がなくなるということです。そうすると、個人の家庭で言いますと基本は結構ウェイトは高いのです。このベースの部分がそっくりなくなるというのは、収入面でいうと結構大きな影響が出てくるだろうと思います。そういう部分を加味しますと、今後水道料金のあり方というのは、果たして基本料金があるべきなのか、それともそうではなくて基本料金を少し抑えて給水量に応じたその1 $\text{m}^3$ 当たりの単価を引き上げるだとかそういったことをやりながら全体の収入額を一定程度安定させる方法をとっていかざるを得ないのではないのかなと。ビジョンの中ではやはり上水の供給戸数が半分以下になるとか、そういう予想ですから少なくとも6期の計画でも人口は10年後には1000人近く減るという予測に基づいていますし、20年後といえどもっと減るという予測になるわけですね。そうすると対象となる人口が減っていく中で、やはりこの水道会計というものを住民の負担なくしては成り立たないということには最終的になるのですけれども、ただそういった中で住民負担のある意味公平性、理解を得るための方法をしっかりと今後検討されるのであればそういった形で検討していただきたいと思います。最後であります。企業会計管理者は町長であります。町長としてしっかりとどういうふうに取り組むか姿勢だけはお示しいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、水道課長の方から詳細について説明はされました。将来、17億円含めて大きな金額であります。これから今できることは今やっているということ

は水道事業でやっていることは水道の有収率といいですか、水道を出して逆に漏れている。どこかで漏れているだとかそれが1番大きな損失になるものですからまずそれをしっかり止めていくと。それで作っている原価の方が高いわけですから、供給している原価よりも。ですから、少しでもその作る水は極力少なくするという、管路の整備も含めてこれからやっていかなければと思っています。

それから、今言われた人口減、そしてまた水量が減っていく最初の基本料金が変わっていく、逆に使用料で変更したらどうか、色々な方法があるかと思います。本当にこれからはっきりそれプラスこの水道関係とは違い営農用水ということもあります。逆にそれは間違いなく牛に水を飲まさなければいけないという2つの会計がありますけれども、そこを難しいかもわかりませんが、しっかりその辺は検討を続ける。そしてまた検討した結果をまた町民の方にも含めて、お願いすることも当然これからあると思いますけれども、そのプロセスをしっかり大事にして議会や町民含めて今後進めていく大きな課題だと位置付けていますので、しっかりやっていきたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 長期ビジョンについての話し合いがございました。私の質問はとにかく切羽詰ってから準備するのではなく、やはり上げなければいけない時には、激変緩和を考える上からもう5年位の単位で考えていくべき案件ではないかなと聞いていて思いました。それで、今回の予算書であります。茶内配水池の改修工事について伺いますけれども、建屋等のブルーシートで覆われて、かなり経つかなど思っております。それで、あそこの施設は現状どういう状態になっているのかということも含めて、大まかな工事内容、工事の実施期間等も含めた中での計画断水というものが必要になってくるのか要らないのか、そういうことも含めて説明いただければと思います。この1回でやめたいので今言ったような内容を踏まえて、説明いただきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（南秀幸君）** ただいまの御質問にお答えします。まず現在の茶内配水池の状況について御説明申し上げます。茶内配水池ですけれども、もともと茶内簡易水道浄水場でありました。水道事業ではなくて簡易水道の供給区域でありました。こちらが昭和46年度に完成しております。オラウン別川を水源として、それを処理する浄水場で

ありました。昭和47年から茶内市街に供給開始しております。その後色々ございまして、経営基盤強化そういうのがありまして簡易水道事業自体を廃止しております。これが平成18年3月31日に水道事業会計の方に統合されております。現在その施設を昭和46年に建てたものの施設の配水池を利用して茶内配水池として使っております。その配水池ですけれども、建設から49年経っておりますのでかなり老朽化しております。例えば木造モルタルの壁が一部崩落している部分がありまして。それで、ブルーシートで雨風を凌いでいるような状態でございます。本当は修繕したかったのですけれども、更新する計画がございましたので、余計な経費を掛けたくないということで簡易的に防護している状態でございます。それで、建築基準でいきますと、そもそもが旧建築基準での耐震化されていない昭和56年以前の建物であります。そういったことから、平成30年度に耐震詳細診断をしています。こちらで診断した結果ですけれども、当然地震動レベルに東日本大震災クラスの地震ではとても耐えられる建物ではないという診断が出ております。これによって、更新が必要と判断したところでございます。今度の配水池の建設予定地、それと構造ですけれども、建設予定地は隣の用地で計画してございます。こちらは地権者の御好意によって水道用地として御寄附をいただいている土地でございます。こちらは平成30年の12月5日に取得済みでございます。構造ですけれども排水池の構造ですけれども、こちら鉄筋コンクリート構造の内容ですけれども、日本水道協会の施設耐震工法指針に基づいた、耐震構造、耐震設計になっております。有効容量、水が入る大きさが243m<sup>3</sup>、現在より若干多めの容量となっております。配水設備、受電盤、排水設備の内容としましては、受電盤、計装版、排水ポンプ盤排水ポンプ一式、それと、流入管、流出管の緊急遮断弁、こちら緊急遮断弁は災害時漏水が多発した場合、配水池の水を確保するために自動で遮断弁を動作させて災害用に水を確保するといった設備でございます。それと、非常用発電機一式、こちらは約24時間の連続運転を可能とする燃料タンク、そういったもの設置して備えようというところでございます。それとこちらの工期ですけれども、国庫補助事業でありますので、補助の内示が出てから発注ということになります。大体6月ぐらいに内示が出る予定でございますので、6月に発注しまして令和4年2月末までの工期で計画してあります。単年度ですべてを建設するといった計画でございます。

この配水池建設によって断水があるかどうかという話ですけれども、もともと既設の流入管と流出管が近くでございますので、そちらに新しい管を接続しまして、不断水工



法で接続すれば、断水というのは全くない状態で切り替えができると、古い配水池と新しい配水池を不断水で切り替えができるといった工法でありますので、断水はございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。  
これから議案第25号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第25号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。  
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。  
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

---

## ◎追加日程の議決

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま町長から議案第26号が提出されました。

これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## ◎日程第10 議案第26号 令和2年度浜中町一般会計補正予算（第10号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第26号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第26号「令和2年度浜中町一般会計補正予算（第10号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、国の第3次補正予算で措置されました「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」について、小・中・高等学校の新型コロナウイルス感染症対策関連経費の補正をお願いしようとするもので、2項小学校費では、消毒液等の保健衛生用品や3密対策として体温検知顔認証カメラ、体育館用ジェットヒータの購入など325万1000円を追加、3項中学校費では、小学校費同様に331万9000円を追加、4項高等学校費では、3密対策として空気清浄機やパーティションの購入など162万8000円を追加。

以上により、今回の補正額は、819万8000円となります。

一方、歳入につきましては、事業の特定財源として国庫支出金の教育費国庫補助金で、小中学校1校当たり補助基本額80万円の2分の1の40万円×8校分で320万円、高等学校で補助基本額160万円の2分の1で80万円、合計で400万円を追加し、補助裏分として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額の400万

円追加、不足する財源については、地方交付税19万8000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、131億4656万1000円となります。

次に「第2表繰越明許費」であります。本補正に係る予算のすべてが年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第26号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 第3次の交付金ですべて繰越明許という形になります。それで令和3年度の当初予算で議決した事務事業が今回の補正によって執行しなくても良い経費というのが出てくるのかなと思いますが、そういう事態というのは、ありうるでしょうか。学校の方で、例えば消耗品費だとか教師用の指導書とかありますよね。当初予算で計上していれば、その分が未執行なり金額なりの対象になる経費というのはあるのかどうか。それだけ聞いておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 今回の補正では、実は9月にも1校200万円で追加補正させていただいております。その当時購入しました手指消毒液とかがやはりもう切れてきて、今回補正予算の中で購入するという形で考えております。当初予算にも手指消毒等の予算をとってございます。それも使い方ですけれども、もしかしたらすぐに購入する必要ないかもしれないので、年度末にもし足りないようであれば当初予算の中から購入させていただきますし、まだまだ持っているようでしたら執行残という形で残していきたいと考えています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第26号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣言

---

**○議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和3年第1回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(閉会 午後3時14分)